

LAKE SHIKARIBETSU

大雪山国立公園

然別湖遊覧船

原生林に囲まれた天空の湖「然別湖」
大自然の湖上体験をどうぞ。

然別湖は、大雪山国立公園唯一の自然湖です。
道内の湖では最も高い標高 810m にあり、周囲約 12km、最水深 100m
複雑な湖岸線は 9 つの湾をつくり、湖北に弁天島を浮かべています。

Morning Cruise モーニングクルーズ (予約制)

●遊覧船営業期間

5月20日～10月31日
(湖水状況により変更有)

●遊覧船料金表 * 表示価格は税込です。

一般	大人 (中学生以上)	…1,100 円
	子供	… 550 円
団体 (15 名様以上)	大人	… 990 円
	子供	… 500 円
	学生	… 770 円

身体障害者、知的障害者及び精神障害者と
その介護者は各保健福祉手帳により
1,100 円のところ 550 円とする。
団体についてはお問合せ下さい。

●遊覧船運航予定表

湖畔一周所要時間 / 約 40 分

便名	ホテル前 発
モーニングクルーズ	07:00
1	08:00
2	09:00
3	10:00
4	11:00
5	12:00
6	13:00
7	14:00
8	15:00
9	16:00

*上記のほか、状況により随時臨時便
も運航しております。*日の出、日没、
予約状況により多少変更する場合が
ございます。

西の空に白い月が残る頃、朝霧をまといながら
然別湖の朝が始まる凍とした空気が五感をくすぐり、
山の匂いが頬を撫でる
鳥の鳴き声が優しく響き、水鏡が然別湖を映し出す

Night Cruise ナイトクルーズ

予約制で最少催行人数 5 名様以上

20:00 頃出航 催行時 3 階フロント前に集合
(当日 18:00 までの予約です。星が見えない場合は中止となります。)

大人 (中学生以上) …1,100 円 小学生…550 円 乳幼児…無料

*最少人数以下で 5 名分の料金を支払っても運航できません。

森と湖のやさしさ感じるくつろぎの宿

北海道大雪山国立公園 政府登録国際観光旅館



〒081-0344 北海道河東郡鹿追町然別湖畔



■施設のご案内■

●総客室 78 室 ●宴会場 ●天然温泉大浴場・露天風呂 ●個室カラオケ
●レストラン ●売店 ●無料 Wi-Fi ●足湯

ホームページ



ご予約は



0120-489-582

Tel.0156-67-2211/Fax.0156-66-3331



然別湖

LAKE SHIKARIBETSU.

多くの野生生物を育む然別湖は大雪山国立公園の南に位置する湖です。標高807mと天然の湖では北海道内で一番高い所にあります。

山田温泉
泉質最高！
体の芯までポッカポカ
日帰り入浴可。
6月上旬
～10月中旬

森の中にあるキャンプ場。
とても静かで、夜になれば「フクロウの音が」
聞こえるかも……

北岸野営場
7/1 ~ 9/30
夜の生物の音が響きます。
フクロウ、トラツグ、アオサギ
コヒメツ (6~9月)
エゾアカガエル (5月)



ミヤバイワナ
然別湖とヤンベツ川にしか生息しないオシロコジマの亜種。
秋になるとヤンベツ川へ産卵のため遡上します。

ヤンベツ川には
豊かな生態系が
広がっています。



キツネがおねだり
に来て、エサは
あげないでね。

キツツネ



アカエリマツ、エゾマツ、トドマツ、タケカンパの
深い森が広がります。



道路沿いのツツジが
キレイです。
エゾムラサキツツジ (5月)
ムラサキアサオ (5.6月)

弁天島
Benten Is.

湖唯一の島。
ユモモが楽しめます。(6~7月)

「クーン」
オスのエゾシカの
ラブソングが山に
こだまします。
(10月~)



新緑 6月 ~ 紅葉 9月下旬 ~

Nature Center



然別湖での遊歩や自然情報を
提供しています。
営業時間 9:00~18:00

遊歩道

トンネルの脇から始まります。
朝・日・晩、軽い散歩に
距離約1km。



湖畔温泉ホテル
風水

湖畔をヒキキが
尾を上下にビビッ
とせながら
歩いているよ。



カクアサガの家族が
暮らしています。



ゴゼンタチバナ (6~7月)



湖で唯一のビーチ。
カヌーの時、休憩に最適。



ツバキオモト (6月)

「ゴゴゴ」
コマドリが
響きます。



ハクサンシキツグの
花トンネル (7月)



イソツリジ
(6~7月)

東雲湖
Lake Shi Norome

北海道三大秘湖の一つ。
陸化が進み、何年後かに
消えてしまう可能性が……
ナキウサギも住んでいるよ。

駒止湖

爆発火口跡。
青緑色の水をたたえた
神秘的な湖。



白樺峠

峠を境に森林の
様子が大きく変わ
ります。
至原直



耳は小さけれど
立派なウサギ。
「ビキッ」と元氣
に鳴きます。

チキウサギ



ヒメツグ (5-7月)
ショウジョウカマ (5月)
ミヤマオダマキ (6月)
ハクサンシキツグ (6月)
アヤマ (6-7月)
ナシマフクロ (6-8月)

白雲山 1187m
Mt. Hakuun.

頂上からは十勝平野の
大展望や然別湖が一望。
白雲山脈も眺められるよ。

道がクマゲサに
おぼろげに見える？
迷わないように
注意。

湖面に山の姿が映り
「くまの」形になります。

エゾオヤマリンドウ
(8-9月)



-お原直い-
・国立公園内での(動植物などの)採取は
禁止されています。
・野生動物に食べ物を与えないで下さい。

然別湖観光遊覧船の運賃及び料金の適用方法

1、 旅客運賃

旅客運賃は、旅客が1回乗船する場合に適用する。

2、 小児旅客運賃

(1) 次の旅客には、小児旅客運賃を適用する。

- ① 小学校に就学している小児
- ② 大人に同伴されずに、又は団体として乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児
- ③ 大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない小児であって大人1名につき1人を超えるもの

(2) 1歳未満の小児の運賃及び大人に同伴されて乗船する1歳以上で小学校に就学していない

小児(団体として乗船するものを除く。)の運賃であって大人1名につき1人分は無料とする。

(3) 小児旅客運賃は、大人運賃の半額とし、10円未満のは数は、5円以上は切り上げ、5円未満は切り捨てる。

3、 団体旅客運賃

(1) 一般団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の旅客が乗船する場合に適用する。

(2) 学生団体旅客運賃は、旅行目的及び行程等を同じくし、かつ、同一区間を同一便で旅行する者で構成された15名以上の次に掲げる学校等の学生及び生徒等とその付添人で、これらの者が所属する学校等の長からの申し込みがあった場合に適用する。

- ① 学校教育法第1条の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園(通信教育を含む。)
- ② 上記①以外の国公立の学校
- ③ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校
- ④ 児童福祉法第39条の保育所

4、 運賃及び料金の割引

(1) 学生に対する運賃及び料金

① 次に掲げる学校の学生及び生徒(小児を除く。)で、次の適用条件に定められた要件に適合する場合は、旅客運賃を2割引とする。

イ 学校教育法第1条の中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学及び特別支援学校(通信教育を含む。)

ロ 上記イ以外の国公立の学校

ハ 学校教育法第124条及び第134条第1項の私立学校

② 適用条件

本人所属の学校長等から交付を受けた、所定の旅客運賃割引証を提出したものに限る。

(2) 身体障害者に対する運賃及び料金

身体障害者及びその介護者に対する運賃及び料金の割引は、次に定めるところによる。

① 適用方法

身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。

イ 第1種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属するものをいう。

(イ) 視覚障害 1級から3級及び4級の1

(ロ) 聴覚障害 2級及び3級

(ハ) 肢体不自由・上肢 1級、2級の1及び2級の2

・下肢 1級、2級及び3級の1

・体幹 1級から3級

・乳幼児期以前の非進行性の・上肢機能 1級及び2級 脳病変による運動機能障害

・移動機能 1級から3級

(ニ) 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

・心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害 1級、3級及び4級

・ぼうこう又は直腸の機能障害 1級及び3級

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障害 1級から4級

(ホ) 前各号の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各号の等級に準ずるもの

(ロ) 第2種身体障害者とは、次に掲げる障害の等級の範囲に属する者をいう。

(イ) 視覚障害 4級の2、5級及び6級

(ロ) 聴覚又は平衡機能障害・聴覚障害 4級及び6級 ・平衡機能障害 3級及び5級

(ハ) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害 3級及び4級

(ニ) 肢体不自由・上肢 2級の3、2級の4及び3級から6級

・上肢 3級の2、3級の3及び4級から6級

・体幹 5級

- ・乳幼児期以前の非進行性の ・上肢機能 3級から6級
- 脳病変による運動機能障害 ・移動機能 4級から6級

(ホ)ぼうこう又は直腸の機能障害 4級

(注)上記の障害の種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による。

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 乗船券を購入の際に、身体障害者手帳を提示する。
- ロ 介護者については、身体障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名(盲ろう者が通訳・介助員を伴っている場合は2名)が、当該身体障害者と同一の乗船区間により乗船する場合に限る。

③ 割引の内容

身体障害者及び第1種身体障害者の介護者の旅客運賃については5割引とする。

(3)知的障害者に対する運賃及び料金

① 適用方法

昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に規定する療育手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

- イ 第1種知的障害者とは、昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に規定する障害の程度が重度の者をいい、療育手帳の判定欄の記述が「A」のもの
- ロ 第2種知的障害者とは、知的障害者であって上記イ以外の者をいう。(療育手帳の判定欄の記述が「B」のもの)

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 乗船券を購入の際に、療育手帳を提供する。
- ロ 介護者については、知的障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該知的障害者と同一の乗船区間により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

知的障害者及び第1種知的障害者の介護者の旅客運賃について5割引とする。

(4)精神障害者に対する運賃及び料金

① 適用方法

「精神保健及び精神障害福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)」第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に適用し、これを次に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。

- イ 第1種精神障害者には、「精神保健福祉法施行令(昭和25年5月23日政令第155号)」に規定する精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級及び2級のもの
- ロ 第2種精神障害者とは、精神障害者であって上記イ以外の者をいう。(精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が3級のもの)

② 適用条件

この割引の適用に当たっての条件は、次のとおりとする。

- イ 乗船券を購入の際に、精神障害者保健福祉手帳を提示する。
- ロ 介護者については、精神障害者1名について当社において介護能力があると認められた介護者1名が、当該精神障害者と同一の乗船区間により旅行する場合に限る。

③ 割引の内容

精神障害者及び第1種精神障害者の介護者の旅客運賃について5割引とする。

(5)被救護者に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる施設又は団体から救護又は保護を受ける者(以下「被救護者」という。)及びその付添人に適用する。

- イ 児童福祉法第12条の4の児童相談所付設の一時保護所並びに同法第41条から第44条までの各施設
- ロ 生活保護法第38条の保護施設
- ハ 社会福祉法第2条の救護施設、施療施設及び宿泊提供施設で前号以外の者
- ニ 少年院法第3条の少年院及び少年鑑別所法第3条の少年鑑別所
- ホ 更生保護法第29条の保護観察所

② 適用条件

- イ 本人所属の施設又は団体から交付を受けた所定の旅客運賃割引証を提出した者に限る。
- ロ 被救護者の付添人については、当該被救護者が老幼者、身体障害者又は逃亡のおそれがあるものであり、当社において付添いが必要と認められた場合に限る。

③ 割引の内容

旅客運賃を5割引とする。

(6)勤労青少年及び勤労青年学校生に対する運賃及び料金

① 適用方法

次に掲げる勤労青少年及び勤労青年学校生に適用する。

- イ 労働基準法の適用を受ける事業所若しくは事務所(以下「事業所」という。)に雇用される者(以下「従業員」という。)又は事業所以外の箇所に、家事労働のため雇用される者(以下「家事使用人」という。)であって、次の各号に該当するものをいう。